

○数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの実施に関する規則

(令和4年1月7日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下、「本プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、IT革新が進む社会で必要となる数理・データサイエンス・AI の基礎的素養を全ての学生に対して修得させるとともに、意欲ある学生に対して自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。

(修得レベル、授業科目及び単位数)

第5条 本プログラムに基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」及び応用力を修得する「応用基礎レベル」を設ける。「リテラシーレベル」を構成する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。「応用基礎レベル」を構成する授業科目及び単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(修了要件)

第6条 本プログラムにおける「リテラシーレベル」の修了要件は、別表第1に定める授業科目をすべて修得することとする。「応用基礎レベル」の修了要件は、別表第2に定める授業科目をすべて修得し、別表第3に定める授業科目のいずれかを修得することとする。

(修了認定)

第7条 本プログラムの修了認定は、教務委員会で行う。

(修了証の交付)

第8条 第6条の修了要件を満たした学生に修了証を交付する。

2 修了証の様式は、「リテラシーレベル」は別記様式第1号、「応用基礎レベル」は別記様式第2号のとおりとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年1月7日規則第17号）

- 1 この規則は、令和4年1月7日に施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年度より第1学年に入学した者に適用する。

附 則（令和4年10月3日規則第20号）

この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月4日規則第12号）

この規則は、令和7年2月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第 1（第 5 条関係，「リテラシーレベル」必修科目）

科目名	学年	単位数
情報リテラシー	1 年	2
系導入セミナー	1 年	2
ものづくり実験実習 J	1 年	1
ものづくり実験実習 C	1 年	1

別表第 2（第 5 条関係，「応用基礎レベル」必修科目）

系	科目名	学年	単位数
機械・知能系	系導入セミナー	1 年	2
	微分積分 I A	2 年	2
	線形代数 II	3 年	1
	情報処理	3 年	1
	確率・統計	5 年	1
電気・電子系	系導入セミナー	1 年	2
	微分積分 I A	2 年	2
	線形代数 II	3 年	1
	プログラミング I	2 年	1
	プログラミング II	3 年	1
	応用数学 II	4 年	2
情報・ソフトウェア系	系導入セミナー	1 年	2
	微分積分 I A	2 年	2
	線形代数 II	3 年	1
	確率統計	3 年	1
	応用プログラミング	3 年	2
化学・バイオ系	系導入セミナー	1 年	2
	微分積分 I A	2 年	2
	線形代数 II	3 年	1
	情報処理	4 年	1
	確率統計	5 年	2

別表第 3（第 5 条関係，「応用基礎レベル」選択必修科目）

系	科目名	学年	単位数
共通	機械学習	4 年	2
	データサイエンス	4 年	2

修了証書

（学生氏名）

（生年月日）

「一関工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」（リテラシーレベル）（令和4年8月24日文部科学大臣認定）
を修了したことを証する

年 月 日

独立行政法人 国立高等専門学校機構

一関工業高等専門学校長

（校長氏名）



数理・データサイエンス・AI
教育プログラム認定制度
リテラシーレベル

修了証書

（学生氏名）

（生年月日）

「一関工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」（応用基礎レベル）を修了したことを証する

年 月 日

独立行政法人 国立高等専門学校機構

一関工業高等専門学校長

（校長氏名）